

生 企 第 2 1 4 号
令 和 元 年 9 月 2 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づく青森県公安委員会が行う事務の代行に関する規則の一部改正について

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づく青森県公安委員会が行う事務の代行に関する規則の一部を改正する規則（令和元年8月青森県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）が別添のとおり制定された。

制定の趣旨及び内容は下記のとおりであるから、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

法の題名が改められたことから、規則の一部を改正するもの。

2 改正の内容

- (1) 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に、「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令」を「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令」に改めた。
- (2) 「法第18条の2第5項」を「法第18条第5項」に、「法第18条の2第6項」を「法第18条第6項」に改めた。

3 施行期日

この規則は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第1条各号列記以外の部分の改正規定（「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令」を「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令」に改める部分に限る。）並びに同条第1号及び第2号の改正規定は、公布の日から施行する

4 添付資料

公布・制定文

担 当 生 活 安 全 企 画 課
許 可 等 事 務 担 当 室

添付資料省略